

市川市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関する事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準においてカーブミラーとは、道路の附属物として、屈曲部、屈折部又は交差点において、車両が周囲の建物の存在等により死角が生じる方向の他の車両を確認するための鏡であって、市が設置し、又は管理するものをいう。また、本基準における「車両」とは、原則として自動車のことをいう。

(設置基準)

第3条 カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市が道路の見通し、交通量、その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。

- (1) 市道（市が管理する認定外公道を含む。以下同じ。）の屈曲部又は屈折部において、前方の見通しが悪い箇所
 - (2) 市道と市道、その他の公道との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所
 - (3) 市道と私道（両端が公道に接するもの、又は主たる出入口が接する住居を10戸以上有するもので、一般交通の用に供するもの）との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所
- 2 カーブミラーは、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、設置しないものとする。
- (1) カーブミラーを設置しても必要な見通し距離と十分な視界が確保できない場合
 - (2) カーブミラーの設置が物理的に困難な場合
 - (3) 隣接地の草木繁茂や駐車車両等の支障物により、一時的に見通しが悪くなっている場合
 - (4) 交差する2以上の道路が主道路、従道路として交通の優先、非優先の区別が明確である交差点において、主道路から従道路方向を確認するためのものである場合
 - (5) 私有地の出入口（アパート及びマンション等の敷地内通路を含む。）から公道の方向を確認するためのものである場合
 - (6) 主として歩行者及び自転車を確認するためのものである場合
 - (7) カーブミラーの設置以外の安全対策を実施することが適切である場合

- (8) 交差点において、隅切り長が3.0m以上となっている場合。ただし、支障物により見通しの確保が困難と認められる箇所を除く。
- (9) 設置箇所に隣接する関係者から設置の了承が得られない場合
- (10) 主道路の歩道部分で見通しを確保できる場合
- (11) 信号機や一時停止等の道路交通法による規制がある交差点の場合

(設置位置)

第4条 カーブミラーの設置位置は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 原則として公道上であること。ただし、道路の幅員、構造等の事由により公道上に設置できない場合は、当該公道に隣接する土地の所有者又は管理者の承諾を得て無償で使用できる場所があること。
- (2) 交通の安全上、必要な見通し距離と十分な視界の確保が可能であって、その設置効果が十分に得られる場所であること。
- (3) 歩行者、車両の通行等の妨げとならない場所であること。
- (4) 隣接地、建物等の利用の妨げとならない場所であること。

(設置及び管理)

第5条 市は、第3条及び第4条の規定に該当する場合には、カーブミラーを設置し、管理するものとする。ただし、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号）の適用を受ける宅地開発事業においては、同条例第20条の規定によるものとする。

- 2 市以外の者が設置したカーブミラーで、本基準に合致し、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものについては、管理を行うことができるものとする。
- 3 市は、カーブミラーの管理番号、設置箇所、設置年月日、構造その他管理に必要な事項を記録した台帳を整備し、保存するものとする。

(撤去等)

第6条 宅地開発事業の施行、住宅等の建築、駐車場の設置等に伴い、カーブミラーの撤去又は移設を希望する者（以下「原因者」という。）は、市と協議のうえ、市の承認を得て、原因者の費用負担により撤去又は移設を行うものとする。ただし、市が特別の理由があると認める場合は、市が撤去又は移設を行うものとする。

- 2 前項の規定による場合を除き、市は、道路環境の変化等により、設置したカーブミラーが第3条及び第4条の規定に該当しなくなったと認めるとき、又は、設置により事故を誘発していると認められるときや接触等による破損が多発する場合には、当該カーブミラー

を撤去するものとする。

附 則

この基準は、令和4年9月15日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年3月24日から適用する。